

議案第33号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和47年白岡町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第16条の4第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白岡市条例第11号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第22条第1項において準用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第16条の4第4項から第6項まで（白岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白岡町条例第9号）第16条の規定により読み替えて適用する場合及び会計年度任用職員給与条例第22条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第17条第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項又は白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成19年白岡町条例第21号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以

上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年3月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の改定等を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。